

コンテンツ (No.26)

今回は、先月末より始まった、中国の模倣品取締りキャンペーンに関するニュースを中心にお届けします。今回のキャンペーンは、10月26日の呉邦国副総理による「全国模倣品取締り連合行動テレビ会議」に始まったものですが、11月6日には、国務院から「模倣品取締り連合行動の決定」が出され、現在では全国的に活動が展開されています。

このキャンペーンを機会に、被害に遭っている日系企業でも取締りの効果が上がることが期待されます。

1. 全国模倣品取締りキャンペーン開始
2. 荒井通産審議官が工商行政管理局等を訪問
3. 国家版權局長人事異動
4. 人民日報のHP (日本語版) より

1. 全国模倣品取締りキャンペーン開始

11月6日、国務院は「模倣品取締り連合行動の決定」(以下、「連合行動決定」という。)を発表し、これに伴い、全国各地で様々な模倣品取締りキャンペーンがおこなわれています。今回の活動は朱鎔基総理が呉邦国副総理に指示して行わせていると言われており、今までになく、大規模な活動となっています。また、外国企業からの訴えがあった事件については厳しく取り締まることも指示されており、模倣品被害に遭遇している日系企業にとっても、取締りの効果を上げるためのよい機会といえそうです。

以下、連合行動、その背景等について概要を説明します。

(「連合行動決定」の中国語全文については、人民日報のHP  
<http://www.peopledaily.com.cn/GB/channel3/25/20001106/302211.html> 参照。)

(1) 「連合行動決定」の概要

消費者及び企業の合法的利益の保護、社会主義市場経済の秩序の維持、改革開放及び国民経済の健全な発展を促進するため、全国で次のような連合行動を実施する。

一、 思想を統一し、認識を高める。

近年来、我が国製品の品質は大幅に向上し、国際水準に近づきつつある。一方、模倣品取締り活動も一定の成果を収めつつあるものの、依然として模倣品が横行しており、数量、種類ともに多い。ある地域では集団化され、大規模な模倣品問題が発生しており、また、取締り人員への暴力的な抵抗が発生している。このような状況は、国家及び人民に重大な損害を与え、社会主義市場経済を混乱させるとともに、我が国の国際的信頼へも悪影響を及ぼしている。

## 二、重点を定め、目標を明確にする。

2001年の旧正月（春節）までの間に、全国で集中的に取締りを行う。各省、自治区、直轄市（北京、上海、天津、重慶）の人民政府は、それぞれの地区の取締り計画を策定しなければならない。

農薬、複合肥料、種子、建築用鋼材、自動車部品、タバコ、薬品、使い捨て注射器、化粧品の9品目を重点取締り品目とする。

また、外国投資企業からの訴えのある案件についても厳しく取り締まる。

## 三、重大案件に注力し、違法犯罪分子を厳しく取り締まる。

金額の大きいもの、危険性の高いもの、劣悪な影響のあるものの取締りに重点をおく。悪質な事件については、生産許可、営業許可の取り消し、模倣品、原材料、及びその製造設備を没収し、徹底的に模倣品の製造能力をなからしめる。

## 四、法制を強化する。

ア) 国の法規に合致しない地方規制、部門規制は撤廃する。

イ) 法律を更に整備し、法に基づき取締りを行う。

ウ) 法に基づき監督、検査を強化する。

エ) 模倣品についての普及啓蒙活動をすすめ、全国民的な認識を高める

## 五、指導を強化し、着実に取り締まる。

ア) 全国模倣品取締り協調グループを組織する。経済貿易委員会、公安部、監察部、財政部、農業部、対外経済貿易合作部、衛生部、海関総署、国家工商行政管理局、国家質量技術監督局、国家薬品监督管理局、国务院法制弁公室、国务院研究室、国家煙草専売局等の部門により構成され、中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、武警総部にも参加を要請する。事務局は、国家質量技術監督局に置く。

イ) 各省、自治区、直轄市は、責任をもって取締りを実施する。各地で、取締りグループを組織し、指導責任者を1名決める。

ウ) テレビ、新聞等のメディアを使い、世論による監督作用を発揮する。

エ) 製品質量法に基づき、各省、自治区直轄市は、模倣品の通報者に対する報償制度を設ける。

オ) 模倣品排除行動の結果を、各省、自治区、直轄市、国务院関連部局は、全国模倣品取締り協調グループ事務局に報告する。来年の適当な時期に、第一回の活動調査を行い、取締り成績の良い部門には賞を与え、取締りの足りない部門の責任者の責任を追及する。

## (2) 行動の背景

今回のこのような活動の背景には、中国で模造品被害を受けている外国企業からなる反模造品連合CACC (China Anti-Counterfeiting Coalition)が、昨年、

国務院発展研究中心(DRC) に作成させたレポート「偽物の製造・販売による国民経済への影響とその対策の研究」があると言われていいます。

このレポートは、北京、上海、杭州、温州、広州、鄭州、石家荘など 11 の市及びと県にある種々の製造業企業 146 社を選び、アンケート調査に基づいて作成されたもので、DRC では対外経済研究部の張小済部長が担当しました。この調査によれば、1998 年に販売された偽物の販売額は 1329 億元を超えており、同年の密輸金額を上回っていると推定しています。(レポートの概要については、日本アイアール社のHP「発明くんだより(中国編)」第37号及び38号<http://www.nihon-ir.co.jp/dayori/chaidayori37.htm> 及び <http://www.nihon-ir.co.jp/dayori/chaidayori38.htm> を参照。)

DRC ではこの報告書の作成を機に、いくつかの報告を朱鎔基総理に提出し、これによって偽造品問題の重大性を認識した朱鎔基総理が呉邦国副総理に本件の担当を命じ、今回の大がかりな活動がスタートしたと言われていいます。

また、今回の取締り協調グループには、特許、実用新案、意匠を担当する国家知識産権局、著作権を担当する国家版權局が含まれていません。この正確な理由は不明ですが、これらの権利は、侵害、被侵害の判定が難しいため、とりあえず除外されたと見られています。

今回の取締りキャンペーンについては、人民日報のHPでも専用サイト(中国語：<http://web2.peopledaily.com.cn/GB/channel3/topic1775/>)を設け、各地で行われる関連取締りを詳細に報道していることから、中国政府として相当に力を入れたものであることが伺われます。

### (3) 具体的対応の取り方

上記のとおり、来年の春節(1月24日)までが、集中取締り期間となっていますので、特に重点9品目に関して問題を抱えている企業は、年内に取締りを要請した方が良いでしょう。具体的には、今回の全国模倣品取締り協調グループの事務局である国家質量技術監督局監督司の弁公室 副処長 侯广拯氏(Mr. HOU Guangzheng, Tel: +86 10 6203 2323)宛に、中国人弁護士、弁理士、社内の中国人スタッフを介して連絡を取ることができます。侯氏は外国企業からの個別の情報提供を歓迎しており、特許、実用新案、意匠権に係る事件であっても受け付けるとしています。

## 2. 荒井通産審議官が工商行政管理局等を訪問

1月7日、通産省荒井通産審議官(元特許庁長官)が、通産省と国家経済貿易委員会との定期協議のために訪中しましたが、国家工商行政管理局も訪問し、日本企業の模倣被害の実態を示し、模倣対策の一層の強化を要請しました。

国家工商行政管理局からは白大華副局長(前商標局長)をはじめ担当局長らが出席し、白副局長より、「全国偽造品取締り協調グループ」について詳しい説明があり、日本側に要請に対して、積極的に対応したい旨回答がありました。

日本側からは、具体的に、侵害事件における罰金額・損害賠償額の高額化、日本企業の商標も著名商標としての認定すること、更に多くの日本企業の商標を重点保護商標として認定すること、地方における模倣品取締りのばらつきの改善、デッドコピー禁止規定の導入を要望しましたが、このうち、デッドコピー規定の導入については、その場で、次回の反不正競争法改正の時に、採用するよう検討したい旨い回答がありました。

また、翌日行われた経済貿易委員会との定期会合においても、荒井通産審議官より張志剛副主任（次官）に対して、中国における日本製品の模倣品製造・流通が、他国と比較して最も大きな割合を占めている点、日系企業からも模倣品取締りの運用に係る問題が数多く報告されており、円滑な投資を促進するためにも模倣品取締りの強化に向けたより一層の努力が望まれる点が指摘されました。

更に、定期協議終了後の盛華仁国家経済貿易委員会主任（大臣）表敬訪問でも、模倣品対策に関して、同様の要望を伝えました。

これらの要請に対し、経済貿易委員会は知的財産権の直接の担当部局ではないにも関わらず、盛主任、張副主任からいずれもかなり真剣で詳しい回答があり、模倣品取締りに対する中国中央政府の真剣さが感じられました。

### 3．国家版權局長人事異動

新華社が11月7日付で伝えるところによれば、國務院は中央官庁の幹部の大幅な異動を発表し、国家新聞出版署署長（国家版權局局長）が于友先氏から石宗源氏に交代となりました。

### 4．人民日報のHP（日本語版）より

湖南工商局汚職官僚に執行猶予付き死刑判決  
[http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/11/05/jp20001105\\_43871.html](http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/11/05/jp20001105_43871.html)

國務院、模倣品の取締りを強化  
[http://web2.peopledaily.com.cn/j/2000/11/07/jp20001107\\_43952.html](http://web2.peopledaily.com.cn/j/2000/11/07/jp20001107_43952.html)

青海、偽造品取締りを強化  
[http://web1.peopledaily.com.cn/j/2000/11/16/jp20001116\\_44257.html](http://web1.peopledaily.com.cn/j/2000/11/16/jp20001116_44257.html)

「中国弁護士2000年大会」開催へ  
[http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/11/17/jp20001117\\_44316.html](http://www.peopledaily.co.jp/j/2000/11/17/jp20001117_44316.html)

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2000/11/19号 (NO.26)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

<http://www.melma.com/mag/17/m00002317/>

バックナンバーを御覧になりたい場合は

<http://www.jc-web.or.jp/data/letter/index.htm> または

<http://www.cnip.org>

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎 [seki@public.east.cn.net](mailto:seki@public.east.cn.net)

韓 艶梅 [yanmei@cnip.org](mailto:yanmei@cnip.org)、馮 超 [fchao@cnip.org](mailto:fchao@cnip.org)までご連絡ください。

Copyright 2000 Kazuo Seki, all rights reserved

---

---